

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 1 5 号

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市庁舎管理規則（平成 1 8 年瀬戸市規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(禁止及び退去命令)				(禁止及び退去命令)			
第 9 条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者（第 7 条ただし書の規定により許可した者を含む。）に対して、庁舎における秩序の維持のため必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から退去することを命ずることができる。				第 9 条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者（第 7 条ただし書の規定により許可した者を含む。）に対して、庁舎における秩序の維持のため必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から退去することを命ずることができる。			
(1)から(12)まで <省略>				(1)から(12)まで <省略>			
(13) 正当な理由がなく午後 4 時 4 5 分を過ぎても庁舎内にいる者				(13) 正当な理由がなく第 1 2 条第 1 項に規定する閉扉時刻を過ぎても庁舎内にいる者			
(14及び(15) <省略>				(14及び(15) <省略>			
(出入口の開閉時刻)				(出入口の開閉時刻)			
第 1 2 条 庁舎建物の出入口の開閉時刻は、次の表に定めるとおりとする。				第 1 2 条 庁舎建物の出入口の開閉時刻は、次の表に定めるとおりとする。			
建物名称	出入口名称	開扉時刻	閉扉時刻	建物名称	出入口名称	開扉時刻	閉扉時刻
東庁舎	東通用口	午前 8 時 4	午後 4 時 4	東庁舎	東通用口	午前 8 時 2	午後 6 時
		0 分	5 分			0 分	
南庁舎	正面玄関	午前 8 時 4	午後 4 時 4	南庁舎	正面玄関	午前 8 時 2	午後 6 時
		0 分	5 分			0 分	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

北庁舎	東玄関	午前 9 時	午後 4 時	北庁舎	東玄関	午前 8 時 3	午後 6 時
						0 分	
	西通用口	午前 8 時 4	午後 4 時 4		西通用口	午前 8 時 2	午後 6 時
		0 分	5 分			0 分	
2 及び 3　＜省略＞ （閉扉時刻等の出入り）				2 及び 3　＜省略＞ （閉扉時刻等の出入り）			
第 1 3 条　午後 4 時 4 5 分から翌開庁日の午前 8 時 4 0 分までの間及び前条第 2 項に規定する日は、庁舎建物への出入りを禁止する。ただし、公務上の必要により入庁しようとする者は、職員にあっては職員証等を提示し、その他の者にあっては時間外庁舎出入簿に所要事項を記載し、守衛の承認を受けなければならない。				第 1 3 条　前条第 1 項に規定する閉扉時間から翌開庁日の開扉時間までの間及び同条第 2 項に規定する日は、庁舎建物への出入りを禁止する。ただし、公務上の必要により入庁しようとする者は、職員にあっては職員証等を提示し、その他の者にあっては時間外庁舎出入簿に所要事項を記載し、守衛の承認を受けなければならない。			
2　前項ただし書の規定にかかわらず、午前 8 時から午前 8 時 4 0 分までの間（休日条例第 1 条第 1 項に規定する日を除く。）に、東通用口及び西通用口において入庁しようとする職員にあっては職員証等の提示を不要とする。				2　前項ただし書きの規定にかかわらず、午前 8 時から午前 8 時 2 0 分までの間（休日条例第 1 条第 1 項に規定する日を除く。）に、東通用口及び西通用口において入庁しようとする職員にあっては職員証等の提示を不要とする。			
3　＜省略＞				3　＜省略＞			

附　則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。